

小国町監査公告第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項に基づく小国町住民監査（職員措置）請求（以下「措置請求」という。）について、同条第5項の規定により監査を実施したので、その結果を公表する。

令和5年10月5日

小国町監査委員 古賀尚年

第1 請求の内容

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求の要旨

小国町長渡邊誠次氏へ令和5年7月28日の小国町臨時議会において台湾台北市士林区との友好都市締結のための海外出張費として、町議会議員10名分を含む補正予算255万円が賛成多数で可決された議員の海外出張費の予算執行は、不適切であり町民の不利益になるもの。これは、不当な公金の支出が相当の確実さをもって予測されることに該当すると監査を求める。本件措置請求において対象となる財務会計上の行為について請求人が求める措置の内容は次のとおりである。

(1) 請求の要旨及び理由

(措置請求書原文より抜粋)

- ①議員の海外出張費を総務費から拠出することの妥当性について
- ②議員全員が締結式のためだけに三泊四日の日程で町長に同行する必要性について
- ③友好都市締結内容、渡航目的及び旅程の不明確性、不合理性について
- ④予算の執行は、不適切であり町民の不利益になることについて

これは、不当な公金の支出が相当の確実さをもって予測されることに該当すると監査を求める。

(2) 事実証明書

令和5年7月28日の小国町臨時議会に提出された令和5年度小国町一般会計補正予算（第4号）の一部写し、令和5年7月29日の熊本日日新聞の切り抜き記事

第2 監査の実施

1 措置請求書の提出

令和5年8月7日

2 請求の補正

令和5年8月24日付け、小国監第280-2号により、請求人へ請求書の補正について通知する。期間は令和5年9月12日までとしていたが、請求人から9月11日に提出された。

3 請求書の受理

審査した結果、本件請求は、地方自治法第242条に規定された要件を満たしているものと認め、令和5年9月20日付け、小国監第370-1号で受理を決定した。

4 監査の対象課等

本件は、小国町長渡邊誠次氏及び所管する政策課並びに総務課を監査の対象課とした。

5 関係職員の調査

令和5年9月29日に、渡邊町長及び政策課職員並びに総務課職員から事情を聴取するとともに以下の関係書類を基に調査した。

(1) 措置請求書原文内容を精査（以下、①～④は原文から抜粋）

- ①議員の海外出張費を総務費から拠出することの妥当性について
- ②議員全員が締結式のためだけに三泊四日の日程で町長に同行する必要性について
- ③友好都市締結内容、渡航目的及び旅程の不明確性、不合理性について
- ④予算の執行は、不適切であり町民の不利益になることについて
- ⑤その他、補正書に伴う事実調査

6 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設定し、請求人に通知した。令和5年10月3日に陳述の徴取を行った。請求人は、措置請求書に追加する証拠として、7月28日の臨時議会時の議事録の抜粋のみ提出があった。

7 監査対象事項

請求人が提出した措置請求書及び事実証明書並びに補正書で確認した内容を基に監査の対象事項を次のとおりとした。

①議員の海外出張費を総務費から拠出することの妥当性、②議員全員が締結式のためだけに三泊四日の日程で町長に同行する必要性、③友好都市締結内容、渡航目的及び旅程の不明確性、不合理性、④予算執行は、不適切であり町民の不利益になるためとあることから、「予算の執行は、不当な公金の支出が相当の確実さをもって予測されることに該当するか否か。」とした。

8 監査委員の除斥

町議会選出の久野達也監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第3 監査の結果

1 提出書類及び事情聴取により確認した内容

(1) 議員の海外出張費を総務費から拠出することの理由について

今回の補正予算は、町として国際交流に取り組む事業であるため、町民の代表として議員の同行を依頼するものであり、総務費に一括して予算計上した。予算を執行することについて問題はない。議員の出張目的は研修ではなく町を代表しての表敬訪問、つまり公務である。大きな目的が、小国町と士林区との国際交流推進にあることから総務費総務管理費企画費から計上している。

(2) 議員全員が締結式のためだけに三泊四日の日程で町長に同行する正当性及び全額町が負担する理由について

町民の代表として議員の出席をお願いするものであり、全議員を対象とし、熊本から台湾への直行便就航が9月からであったため、予算計上時に具体的な日程は難しく、上限3泊4日の概算での計画、予算計上としている。

今後、締結式に向け協議を進める中で、出席議員の人数及び三泊四日の日程は調整されると考えており、決定となっているものではない。

また、費用の全額負担は、町の公務として訪問することから適当と考える。

今回の出張の目的の一つとして台北士林区への「表敬」がある。これは、小国町側から持ち掛けた話であるため、小国町から訪問し士林区に対し出来得限りの表敬の姿勢を示すのは当然のことであり、その上で、町民の代表である議員の同行を求めることは必然のことと考え、町民の不利益は生じないと考えられる。

同行すべき議員の人数については、何人が妥当であるという正解はないが、同行者が多いほど相手方へ小国町側の思いは伝わるものとするが、議員各自の参加は考慮すべきである。

今後、小国町国際交流会と協議し民間の方も訪問団に参加していただくことも検討しており、訪問団の編成については、議会と再度協議していくとのこと。

(3) 友好都市締結内容、渡航目的及び旅程について、令和5年7月28日に開催された令和5年第3回小国町議会臨時会に提出できなかった理由について

友好協定について双方とも理解はしているが、臨時議会において決定していたのは町長、教育長の士林区訪問だけであり、協定書の内容や交流方法、締結式時における渡航目的や旅程等については未定であったため提出できなかった。

(4) 予算の執行は適切であり町民の利益性について

台北駐福岡経済文化弁事処陳処長の提案を受けたこと、小国町国際交流会と中国文化大学が35年間も続く交流事業を行っていたことが、士林区との友好交流につながった。また、熊本県では台湾との関係を強化し、様々な可能性を模索している背景もある。

今回、士林区との友好交流は、小国町の子供たちに国際化を実感させ、グローバルな考えと視点を持つ人材育成のきっかけとなるほか、台湾からの誘客による地域経済への波及効果も期待される。今後、士林区と小国町が長きにわたり友好関係を築いていくためにも、今回の予算は必要であり、執行することは適切である。

第4 判断

本件で指摘されている財務会計上の行為は、予算の執行が、正当に公金の支出が相当の確実さをもって予測されているか、監査対象事項について、請求人の主張、関係職員の説明及び事実関係の確認に基づき、下記のとおり判断した。

本件の監査については、地方自治法第242条が認める監査請求は、地方公共団体が被る財産的損害を予防又は是正する措置を求めるために認められたものであって、財務会計上の行為以外の行為を求める請求は認められない。

したがって、同条に基づく本件措置請求についての財務会計上の行為については、次の点について判断するものとする。

本件に係る令和5年7月28日の小国町臨時議会において可決された、台湾台北市士林区との友好都市締結のための海外出張費として、町議会議員10名分を含む補正予算255万円の予算内容を精査したところ、特に不当な公金の支出が相当の確実さをもって予測されることに該当するとは認められず、不当ではないと認めた。

第5 結論

監査の結果、請求人が主張する不当な財務会計上の行為は認められない。このことから、本件措置請求は理由がないものと認め、町に損害を与えるものではないとして棄却する。